

平成30年度第11回御船町議会定例会（1月会議） 議事日程

平成31年1月31日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

1 番 清水 聖 君

8 番 池田 浩二 君

第3 議長の議員辞職について

追加日程第 1 議長の選挙について

追加日程第 2 議席の一部変更について

追加日程第 3 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第 4 議会改革推進特別委員会委員の辞任について

追加日程第 5 地方創生調査特別委員会委員の辞任について

追加日程第 6 災害復興支援特別委員会委員の辞任について

追加日程第 7 総務文教常任委員会正副委員長の互選について

追加日程第 8 委員の選任について

追加日程第 9 正副委員長の互選について

追加日程第10 御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

追加日程第11 上益城広域連合議会議員の選挙について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1 番 清水 聖 君 2 番 森田 優二 君

3 番 岩永 宏介 君 4 番 中城 峯雄 君

5 番 福永 啓 君 6 番 田上 忍 君

7 番 藤川 博和 君 8 番 池田 浩二 君

9 番 塚本 勝紀 君 10 番 田中 隆敏 君

11 番 沖 徹信 君 12 番 井本 昭光 君

13 番 岩田 重成 君 14 番 田端 幸治 君

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） ただ今から、平成30年度第11回御船町議会定例会1月会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、清水聖君、8番、池田浩二君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議長の議員辞職について

○議長（田端幸治君） 日程を繰り上げ、進めます。

日程第3、「議長の議員辞職について」の件を議題とします。

議題に入ります前に、皆様にごあいさつを申し上げます。

本日、この日をおもちまして、御船町議会議員の職を辞する覚悟を決めたところでございます。平成15年、当時45歳でありました。JA熊本市を退職し、御船町議会議員の選挙に出馬をし、当時田舎の田代から、この田舎をどうにかして御船町と対等に、そしてまた豊かな町民の生活を、この田舎にも広めていきたいという思いで当時、出馬の決意をしたところでございました。これから、この御船町の地方政治において、当時は平成の大合併という大きな波の中で、この御船町も甲佐町との合併を前提に法定協議会が粛々と進められ、新市名まで決まっているような状況でございました。しかし、最終的にその意思決定をしたのは住民でありました。その住民の代表を仰せつかっておるのは、この御船町議会であります。この後におきましても、少子高齢化による七滝校区の学校問題、大変なる当

時の甲斐町長、丹生教育長、現場の保護者の皆様、地域の皆様と何度となく議論を繰り返  
し、現七滝中央小学校の新設をしております。

先立っても保護者の方々と話をするに、よかったと、非常によかったというお話も聞  
かせていただきました。そして、その後におきましては、この議会の中においても、行財  
政改革の中において私たちは先進的に議会の改革を今日まで取り組んできていると自負す  
るところでもあります。どこにも負けない御船町の議会であるということは、本日出席の  
14名の議員の皆様すべてそのような誇りを持って今日まで御船町の議会議員としてお務め  
をいただいていると思います。議会基本条例の中にも町民とともに歩む議会と一番に掲げ  
ております。そのことを絶対に見失ってはならないという思いでありますし、それは、4  
月に改選される、今後における新しい議員の皆様方にもぜひ引き継ぎをしていただきた  
いと思います。

御船町の今後におけるさらなる飛躍という中に、まだまだ大きな問題、課題控えてお  
ります。特に、今何十年とかかってできなかった企業誘致のことに关しましても、御存じ  
のようにコストコが進出をしたいという意向で御船町と今交渉に入っておりますし、この  
ことにつきましても、私は前町長の最終の年度から、水面下でしっかりと前に進めてきた  
のも事実であります。今後、御船町の町民が希望を持っております。ぜひそういう意向を  
いつもお聞きをします。それはこの議会も執行部とタッグを組んで前に進めていただきた  
いと、そういう思いであります。

それと同時に、いつも私は申していますが、ここからたった10分のところが田舎と、  
疲弊をし、人口減少が進み、あと3年したら、七滝中央小学校がまたもや複式になると、  
そういうことに対して、皆さん方はぜひ議会人として責任を持って対処・対応をしてい  
だきたい。子どもたちがそこで暮らしてよかった、子どもたちを育ててよかったというよ  
うなまちづくりに邁進をしていただきたい。ぜひ願うところであります。

皆さん方は御船町町民1万7,000人を背中に背負って、日々努力し、町民の幸せを少し  
でも勝ち得ることができる、そのような町民の代表機関としての務めをお願いをしたいと  
思います。

私は、本日でこの神聖なる御船町議会議場を去りますが、私の思いは今後も一町民と  
して、できることならば一政治家として、またさらなる努力をしていきたいという覚悟で  
あります。どうか皆さん、私利私欲でなく、本当に町民のために、今自分はどのような判

断をすべきか、どのような行動をすべきか、常々そのことは自分の心の中に刻んで前進をしていただきたいと思います。

私もこれまで16年間大変皆様方にもお世話になりました。今日は出席をされておりますが、町長をはじめとする執行部の方々にも御迷惑をかけたこともあるかと思いますが、それは町民に対する、町に対する思いがあったからだというふうに私は思います。ぜひ、自分の立ち位置を忘れることなく御船町の議会人として精進されますことを心よりお願いをしまして、最後の私のごあいさつにさせていただきます。

本当にありがとうございました。

地方自治法第117条の規定によって、私は除斥となりますので、退場をいたします。

〔田端幸治議長 退場〕

○副議長（清水 聖君） 田端幸治議長の除斥に伴い、これから、議事進行を行います。

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、報告をさせていただきます。

1月28日付けで、田端幸治議長より、清水聖副議長へ議員の辞職願が提出をされております。

辞職願。

このたび、一身上により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（清水 聖君） お諮りいたします。

これから、日程第3、「議長の議員辞職について」の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○副議長（清水 聖君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり許可されました。

議長の議員辞職に伴い、引き続き議事を進行いたします。

ただ今議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（清水 聖君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についての件を日程

に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議長の選挙について

○副議長（清水 聖君） 追加日程第1、「議長の選挙について」の件を行います。

御船町議会基本条例第5条第7項で、議会は議長の選出にあたり、本議会において、その職を志願する者に所信を表明する機会を設けるとあります。議長職を志願される方は挙手をもって行い、議席の若い番から所信表明を行います。

議長職を志願される方は挙手をお願いします。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○副議長（清水 聖君） ただ今、7番、藤川博和君の所信表明がありました。

議長を志願された方は所信表明をお願いします。

○7番（藤川博和君） 7番、藤川です。今回、田端議長が議員辞職されましたので、4月までの短期間でございますが、議長に立候補いたします。

3月議会では町の予算を決定する重要な議会であり、これを円滑に運営し、次期町政につないでいくために尽力いたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（清水 聖君） ただ今、藤川君から所信表明を伺いました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場 閉鎖]

○11番（沖 徹信君） 議長、立候補というのは1人だったでしょう。あえて選挙する必要はあるのですか。

○副議長（清水 聖君） あります。

ただ今、出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。議会規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、沖徹信君、13番、岩田重成君を指名いたします。

○11番（沖 徹信君） はい、議長。

○副議長（清水 聖君） はい、沖君。

○11番（沖 徹信君） 私は今選挙は必要ないと言いましたので、辞退いたします。

○副議長（清水 聖君） 今、沖君から辞退の申し出がありましたので、10番、田中君を指名いたします。

○10番（田中隆敏君） はい、お受けします。

○副議長（清水 聖君） 投票用紙を配ります。

[投票用紙 配布]

○副議長（清水 聖君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（清水 聖君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱 点検]

○副議長（清水 聖君） 異常なしと認めます。

申し上げます。塚本勝紀君から、身体の故障のため投票することが困難であることを理由に、代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第48条第2項の規定を準用いたして、立会人の意見を聞いて、投票補助者2名を認めることになっています。

立会人の意見を聞くことにいたします。

10番、田中君、意見はありませんか。

○10番（田中隆敏君） はい、代理投票でお願いします。

○副議長（清水 聖君） 岩田君。

○13番（岩田重成君） ございません。

○副議長（清水 聖君） 異常なしと認めます。

投票補助者に、総務課管理係、宮本参事及び議会事務局、上村主事を指名いたします。

ただ今から投票を行います。

2番、森田優二君から順番に投票をお願いいたします。

[投票]

○副議長（清水 聖君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（清水 聖君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田中君、岩田君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○副議長（清水 聖君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数13票、有効投票数 8 票、無効投票数 5 票。この選挙の法定得票数は 3 票です。

有効投票のうち、藤川博和 8 票、したがって、藤川博和君が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

[議場 開鎖]

○副議長（清水 聖君） ただ今議長に当選されました藤川博和君が議場におられます。

会議規則第33条の規定によって、当選の告知をいたします。

議長当選の承諾と承認のあいさつを求めます。藤川博和君。

○議長（藤川博和君） 御船町議長になりました藤川博和です。

短期ではございますが、残された議員の皆様の協力のもとに、御船町が発展し続けるよう議会運営に取り組んでいく所存でございます。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。

○副議長（清水 聖君） 皆様のおかげをもちまして、無事議事進行を務めることができました。御協力ありがとうございました。

それでは、藤川君と議長席を替わります。

[清水副議長から藤川議長へ議長席交代]

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 30 分 休 憩

午前 10 時 35 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがってしばらく休憩することに決定しました。しばらく休憩いたします。

総務文教常任委員会委員におかれましては、今から議会委員会室にお集まりください。

しばらく休憩いたします。

この後、しばらく休憩いたしますけど、11時まで休憩したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。10時50分から総務文教常任委員会を開きます。11時から再開します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤川博和総務文教常任委員長から池田浩二総務文教常任副委員長への委員長の辞任願については許可されましたので、報告します。

議長の選挙に伴い、議席の一部変更、また議長から議会運営委員会委員、議会改革推進特別委員会委員、地方創生調査特別委員会委員及び災害復興支援特別委員会委員の辞任願が提出されています。

お諮りします。

議席の一部変更についての件を日程に追加し日程第2として、議会運営委員会委員の辞任についての件を日程に追加し追加日程第3として、議会改革推進特別委員会委員の辞任についての件を日程に追加し追加日程第4として、地方創生調査特別委員会委員の辞任についての件を日程に追加し追加日程第5として、災害復興支援特別委員会委員の辞任についての件を日程に追加し追加日程第6として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第2、議席の一部変更についての件、追加日程第3、議会運営委員会委員の辞任についての件、追加日程第4、議会改革推進特別委員会委員の辞任についての件、追加日程第5、地方創生調査特別委員会委員の辞任についての件、追加日程第6、災害復興支援特別委員会委員の辞任についての件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

追加日程第2 議席の一部変更について

○議長（藤川博和君） 追加日程第2、「議席の一部変更について」を行います。

会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。事務局に報告させます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは報告をさせていただきます。

御船町の申し合わせによりまして、議長は末番となりますので、藤川議長が現在7番です。藤川議長が新しく13番、また今の8番の池田浩二議員から13番の岩田議員までは前に一番ずつ繰り上がっていただきます。

○議長（藤川博和君） したがって、議席は報告のとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

それでは、議席の移動をお願いいたします。

[議席の移動]

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第3 議会運営委員会委員の辞任について

## 追加日程第4 議会改革推進特別委員会委員の辞任について

## 追加日程第5 地方創生調査特別委員会委員の辞任について

## 追加日程第6 災害復興支援特別委員会委員の辞任について

○議長（藤川博和君） 追加日程第3、議会運営委員会委員の辞任についての件から、追加日程第6、災害復興支援特別委員会委員の辞任についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、退場いたします。

今後の議事進行は清水聖副議長をお願いいたします。

[藤川博和議長 退場]

○副議長（清水 聖君） 藤川博和議長の除斥に伴い、これからの議事進行を行います。

事務局長に辞任届を朗読させます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、報告をさせていただきます。

本日1月31日付けで、藤川博和議会運営委員会委員より議長へ辞任願が提出をされております。

辞任願。

このたび一身上の都合により議会運営委員会委員を辞任したいので許可されるよう願

い出ます。

本日 1 月 31 日付けで、藤川博和議会改革推進特別委員会委員より議長へ辞任願が提出をされています。

辞任願。

このたび一身上の都合により議会改革推進特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

同じく、1 月 31 日付けで、藤川博和地方創生調査特別委員会委員より議長へ辞任願が提出をされています。

辞任願。

このたび一身上の都合により地方創生調査特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

同じく、1 月 31 日付けで、藤川博和災害復興支援特別委員会委員より議長へ辞任願が提出をされています。

辞任願。

このたび一身上の都合により災害復興支援特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

○副議長（清水 聖君） お諮りいたします。

これから、追加日程第 3、議会改革推進特別委員会委員の辞任についての件、追加日程第 4、議会改革推進特別委員会委員の辞任についての件、追加日程第 5、地方創生調査特別委員会委員の辞任についての件、追加日程第 6、災害復興支援特別委員会委員の辞任についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり許可することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○副議長（清水 聖君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり許可されました。

皆様のおかげをもちまして、無事議事進行を務めることができました。御協力ありがとうございました。

それでは、藤川議長と議長席を替わります。

藤川博和議長の入室を許可いたします。

〔藤川博和議長 入場〕

○議長（藤川博和君） お諮りします。総務文教常任委員会正副委員長の互選についての件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって追加日程第7、総務文教常任委員会正副委員長の互選についての件を議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 総務文教常任委員会正副委員長の互選について

○議長（藤川博和君） 総務文教常任委員会の正副委員長が決定しましたので、事務局に報告させます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会委員長に池田浩二議員、同じく副委員長に森田優二議員、以上でございます。

○議長（藤川博和君） 委員長及び副委員長は、報告のとおり決定しました。

ただ今委員会の委員が欠けました。

お諮りします。委員の選任についての件を日程に追加し追加日程第8として、正副委員長の互選についての件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって追加日程第8、委員の選任についての件、追加日程第9、正副委員長の互選についての件を議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

○議長（藤川博和君） お諮りします。11時30分まで休憩したいと思いますので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） したがって、しばらく休憩することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 15 分 休 憩

午前 11 時 30 分 再 開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 追加日程第 8 委員の選任について

○議長（藤川博和君） 追加日程第 8、「委員の選任について」の件を行います。

委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、議長が指名したい  
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、委員は議長が指名することに決定  
しました。

事務局に委員を報告させます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、委員のほうを議長から預かっていますので、報告  
をさせていただきます。

初めに、議会運営委員会委員、森田優二議員、議会改革推進特別委員会委員、井本昭  
光議員、地方創生調査特別委員会委員、福永啓議員、以上でございます。

○議長（藤川博和君） したがって、委員は報告のとおり選任することに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 追加日程第 9 正副委員長の互選について

○議長（藤川博和君） 追加日程第 9、「正副委員長の互選について」の件を行います。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） したがって、しばらく休憩することに決定しました。

では、10 分間休憩いたします。

議員におかれましては今から議会審議会室にお集まりください。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 35 分 休 憩

午前 11 時 45 分 再 開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の正副委員長が決定しましたので、事務局に報告させます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、報告をさせていただきます。

先ほど議会審議会室におきまして、それぞれの委員会ごとに互選が行われました。報告させていただきます。

議会改革推進特別委員会副委員長に塚本勝紀議員、地方創生調査特別委員会副委員長に福永啓議員、災害復興支援特別委員会副委員長に池田浩二議員、以上でございます。

○議長（藤川博和君） 各委員会の委員長及び副委員長は、報告のとおり決定しました。

お諮りします。

御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第10として選挙いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第10 御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（藤川博和君） 追加日程第10、「御船町甲佐町衛生施設組合議会議員の選挙について」を行います。

本件は、御船町甲佐町衛生組合同規約第5条第2項の規定によって、1名の欠員を選挙するものであります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行います。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、議長から指名することに決定しました。

これにより、御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に中城峯雄君を指名します。

お諮りします。ただ今議長から指名しました中城峯雄君を御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今議長から指名しました中城峯雄君を御船町甲佐町衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました中城峯雄君が議場におられますので、議会規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

お諮りします。

上益城広域連合議会議員の選挙についての件について、日程に追加し、追加日程第11として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、上益城広域連合議会議員の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

〔追加日程 配布〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第11 上益城広域連合議会議員の選挙について

○議長（藤川博和君） 本件は、上益城広域連合規約第8条第4項の規定によって1名の欠員を選挙するものであります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行います。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、議長から指名することに決定しました。

これにより、上益城広域連合議会議員に藤川博和君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長から指名しました藤川博和君を上益城広域連合議会議員に当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今議長から指名しました藤川博和君が上益城広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました藤川博和君が議場におられますので、会議規則第33条の規定により当選人の告知をいたします。

これで、平成30年度第11回御船町議会定例会 1 月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例議会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にいたします。

これをもちまして、平成30年度第11回御船町議会定例会 1 月会議を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 1 1 時 5 2 分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会副議長

御船町議会議員

御船町議会議員